

第1章 総則

第1条(目的・名称)

特定非営利活動法人フローレンス(以下「フローレンス」といいます。)は、病児保育・病後児保育サービス等の保育及び子育てに関する事業を行うことにより、地域の子育て環境の向上、次世代の子育てについての啓発及びこれらによる地域社会の活性化を図ることを目的とする団体です。

第2条(適用範囲)

本規約は、フローレンスが提供する病児保育等のサービス(以下「フローレンスパック」といいます。)の利用を申請し、フローレンスが当該申請を承諾したすべての者(以下「利用会員」といいます。)に適用されます。フローレンスが、法令の範囲内で、書面により本規約と異なる特約を結んだときは、前項にかかわらず当該特約が優先するものとします。

第3条(定義)

1. 保育者

保育者とは、フローレンスの保育に関する職務に従事し、保育等の実務経験1年以上を有する者又は子育て経験のある者をいいます。

2. 病児保育

病児保育とは、月齢満6か月から小学校6年生までの利用会員の子ども(以下「対象児」といいます。)が風邪その他の病気に罹患した場合に、保育者が当該対象児を一時的に預かり保育することをいいます。

3. 病後児保育

病後児保育とは、病気回復期にある対象児を、保育者が一時的に預かり保育することをいいます。

4. フローレンスパック

フローレンスが提供する病児保育等の各サービス及びそれに付加されるオプションサービスの総称です。フローレンスパックの概要については、フローレンスウェブサイトに記載するものとします。

第2章 利用会員

第4条(利用会員資格)

利用会員としての資格は、次の条件を全て満たした者に与えられます。

1. 対象児の同居の保護者

2. 反社会的勢力にかかる団体又はその関係者でない者
3. 母親が妊娠時に喫煙経験がないこと
4. 両親や同居の親族等が、こどもの前で喫煙を常習することがないこと
5. 健康保険に加入していること(なお生活保護受給世帯はこの限りではありません。)
6. フローレンスの入会健康チェックにより、病児保育の提供が困難でないと判断されていること

【健康チェックで病児保育の提供が困難と判断される可能性のある対象児の例】

- 恒常的に医療行為が必要なこども
- 専門的な特別支援教育を必要とするこども
- アレルギーなどの症状が著しく重いこども
- 慢性疾患があり、通常保育の困難なこども

第5条(入会手続)

フローレンスパックを利用する場合、本規約に同意の上、フローレンスウェブサイトの記載内容に従い、入会手続を履行することが必要です。

第6条(禁止行為)

病児保育利用にあたり、利用会員の以下の行為を禁止します。

1. 保育スタッフへの暴力、脅迫、恫喝、威嚇、誹謗中傷、その他保育者の名誉・身体等を傷つける行為・言動
2. フローレンス及び他の利用会員の名誉又は信用を毀損する行為・言動
3. フローレンスによる業務(病児保育の提供を含む全ての事業に関する業務一切を含みます。)の遂行を妨害する行為又はそのおそれのある行為・言動
4. 病児保育の利用に必要なないフローレンスに関する非公開情報を取得しようとする行為・言動
5. フローレンスのウェブサイト・利用の手引・ガイドラインに記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為又はそれに類する行為・言動

第7条(利用会員資格の一時停止・除名)

利用会員が以下のいずれかの事由に該当するとフローレンスが判断した場合、フローレンスは、利用会員資格の一時停止又は除名をすることができます。この場合において、利用会員は、利用会員資格の一時停止又は除名の時点における未納金があるときには、これを即時に完納し、利用会員資格の一時停止又は除名の日の属する月の月会費及び利用料を即時に支払うものとします。

1. 本規約に違反した場合
2. フローレンス及び他の利用会員の名誉又は信用を毀損し、秩序を乱した場合
3. 利用料金の支払いを遅滞し、支払いの催告に応じない場合
4. 法令に違反する行為を行った場合
5. ネグレクト又は虐待(通報あり)が行われた場合
6. フローレンスに対して虚偽の報告を行った場合
7. ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の利用会員に対して行った場合
8. 反社会的勢力の関係者であることが判明し又はその疑いがあるとフローレンスが判断した場合
9. 第6条の禁止行為を行い、又は行うおそれがあるとフローレンスが判断した場合
10. フローレンス社員および保育スタッフと必要な意思疎通が困難と思われる場合
11. その他フローレンスが利用会員として適切ではないと判断した場合
12. 対象児の健康状況に変化があり、フローレンスが病児保育の提供が困難であると判断した場合

第8条(利用会員資格の譲渡)

利用会員は、有償・無償を問わず、利用会員の地位を第三者に譲渡、移転、又はその他処分することはできません。

第9条(退会手続)

1. 利用会員がフローレンスからの退会を希望する場合、ガイドラインに定める期日までにフローレンスが指定する退会手続を経ることにより、当月末において退会することができます。
2. 利用会員は、退会時に未納の利用料金を完納する義務を負います。

第10条(利用会員の義務)

利用会員はフローレンスに対し、以下に掲げる義務を負います。

1. フローレンスパックの利用料金について、フローレンスウェブサイトの記載内容に従い、その料金を遅滞なく支払うこと
2. 入会時に住所等の個人情報、対象児の健康情報についてフローレンスに届け出ること
3. 入会時に届け出た情報について変更があった場合は速やかに届け出ること
4. 対象児の健康情報について変更があった場合には速やかに届け出ること

5. 保育を予約する際には、対象児の病状・病歴、アレルギーの有無、その他対象児を保育するために必要な事項としてフローレンスが定めた事項を告知すること
6. 保育の利用を予定している対象児が、入院その他により病児保育の利用が困難な状態に至った場合、その旨を速やかに届け出ること
7. 保育利用中は届け出ている連絡先で必ず連絡をとれるようにすること
8. 保育利用中、対象児の病状変化によりフローレンスから帰宅要請があった場合、速やかに応じること
9. 保育が利用会員宅で行われる場合、利用会員宅所在の物品を適切に管理すること

第3章 対象児の保育

第11条(利用方法と利用の中止)

1. 利用会員は、フローレンスの指定する方法に従って保育の予約を行い、保育を利用するものとします。
2. 以下の場合、保育の利用ができない、もしくは中止する場合があります。
 - ① 重度の疾患の場合
 - ② 保育中に著しく病状が悪化した場合
 - ③ 医師が保育の利用を禁じた場合
 - ④ 自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れ、感染症の大規模な流行などにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合、もしくはフローレンスにて保育の安全が保てないと判断した場合
 - ⑤ 第10条第2項から第6項までに定める事項についてフローレンスに対して正確に伝達しなかった場合
 - ⑥ その他利用会員が本規約に違反した場合

第12条(保育者の選定と指定)

フローレンスは、フローレンスの判断基準に基づいて保育者を選定し、利用会員はその選定をフローレンスに委ねることとします。

第13条(医療行為)

1. 保育者は、医療又はそれに準ずる行為は行いません。
2. 保育者が利用会員に代わって投薬を代行する場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示、又は医師からの直接指示によるものとし、その結果についてフローレンス及び保育者は一切の責任を負わないものとします。

3. 保育中に対象児の病状が悪化した場合、保護者に相談無く医療機関に受診する場合があります、その場合の報告は事後となることがあることにつき、利用会員は承諾するものとします。

第14条(再委託の許容)

フローレンスは、業務の遂行にあたり、フローレンスが自己の責任で、第三者に本件業務を遂行させることができます。第三者に本件業務を遂行させる場合、以下のいずれかの方法により再委託を行います。

1. フローレンスが提携する病児保育所へ再委託する方法

2. フローレンスの研修を修了している、又はフローレンスで保育者として勤務した経験のある保育スタッフが在籍している事業者へ再委託する方法。但し、再委託先の事業者は、フローレンスが加入している保険と同等又は、それ以上の保険に加入している事業者であり、病児保育を行う保育スタッフは、フローレンスの指定する保育者基準を満たし、かつフローレンスの指定する研修を修了した者としてします。

第15条(直接契約の禁止)

1. 利用会員は、業務を遂行する保育者又は当社から委託を受けて業務を遂行する第三者との間で、フローレンスパックと同種の業務について直接の契約をしてはなりません。

2. 利用会員は、前項に違反した場合、フローレンスに対して違約金として直近1年間分の利用料金相当額を支払わなければなりません。利用実績が1年に満たない場合には、利用実績を日割り計算し、その365日分相当額を支払わなければなりません。

第4章 事故

第16条(損害賠償の範囲)

1. 保育者が対象児を保育中、保育者の故意又は過失により対象児又は利用会員の物品に損害を与えた場合、フローレンスは、その損害につきフローレンス又はフローレンス委託先の事業者が加入している損害賠償保険の範囲でのみ賠償します。但し、保育者に過失がある場合でも、以下の損害についてフローレンスは何ら責任を負いません。

① 利用会員が、第10条第2項から第6項までに定める事項についてフローレンスに対して正確に伝達しなかったことに起因する損害

② 利用会員が保育スペースに金品その他の貴重品を置いていたこと、その他適切に物品を管理していないことに起因する損害

③ 保育の依頼を受けていないこどもに起因する損害

2. 保育者が対象児を保育中、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合において、フローレンスが当該事故発生当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合には、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。

第5章 個人情報の保護

第17条(個人情報の取り扱い)

フローレンスは利用会員の個人情報に関し、フローレンスウェブサイトに掲載する「個人情報保護方針」に基づき、適切に利用及び管理を行います。

第6章 通報

第18条(児童相談所等に対する通報)

児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、フローレンスは児童虐待の可能性があると判断した場合には、福祉事務所又は児童相談所に通報します。

第7章 その他

第19条(細則等)

業務遂行上必要なガイドライン、利用手引その他細則等(以下「細則等」といいます。)は、別途フローレンスがこれを定めるものとし、定めた細則等は利用会員に公開するものとします。

第20条(本規約の改定)

1. フローレンスは、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。
2. フローレンスは、本規約の内容を変更する場合、変更内容をその変更の1ヶ月前までに利用会員に対して通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用会員が病児保育を利用した場合又は3ヶ月以内に退会手続を取らなかった場合、利用会員は、当該変更内容に同意したものとみなします。

第21条(サービスの変更・停止・廃止)

フローレンスは、天災、法令制定・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない場合、本サービスを変更・停止又は廃止することがあるものとします。フローレンスが本サービスを停止する場合、利用会員は、本サービスの停止日の属する月の月会費及び利用料をフローレンスの請求に従って支払うものとします。

第22条(営業時間とオフィス休業日)

1. 営業時間は、原則として午前9時から午後6時までとします。但し、諸事情により休業する場合は、フローレンスウェブサイトにて記載することにより通知します。また、病児保育の予約・キャンセル・変更は原則としてフローレンスの病児保育会員専用サイトにて受付することとします。
2. オフィス休業日は、原則として土曜・日曜・祝日・夏季休業期間及び年末年始休業期間となります。但し、諸事情により休業する場合があります。

第23条(管轄裁判所)

本規約に起因して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2008年10月1日制定

2010年2月1日改定

2012年11月15日改定

2013年7月15日改定

2014年1月10日改定

2014年11月1日改定

2016年11月15日改定

2018年7月1日改定